

事務連絡
令和2年5月11日

各都道府県バス協会
会長様

公益社団法人日本バス協会
理事長 石指 雅啓

運転経歴証明書が交付済であることを表示するシールの周知について

平素より当協会の活動に対し、格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
今般、旅客課長より、警察庁が国土交通省安心生活政策課に発出した通達をもとに、運転経歴証明書が交付済であることを表示するシールを交付するようになり、当該シールをマイナンバーカードケースに貼付しマイナンバーカードと一体的に提示することにより、運転経歴証明書の交通費を受けていることの証明が可能になった旨の事務連絡がありました。

つきましては、会員事業者への周知をお願いいたします。

以上



事務連絡
令和2年5月1日

公益社団法人日本バス協会会長殿

国土交通省自動車局旅客課長

運転経歴証明書が交付済であることを表示するシールの周知について

標記につきまして、総合政策局安心生活政策課より別添の内容について依頼があったので、傘下会員あて周知されたい。

国総安政第8号
令和2年4月24日

自動車局旅客課長 殿

総合政策局安心生活政策課長
(公印省略)

運転経歴証明書が交付済であることを表示するシールの周知について

標記の件について、警察庁交通局より、下記のとおり周知依頼があったことから、関係団体及び交通事業者に対し周知徹底されたい。

記

令和元年12月20日に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」に基づき、マイナンバーカードと運転経歴証明書との一体化等の観点から、令和2年度以降、警察において、運転経歴証明書(※)が交付済みであることを表示するシールを交付することとなったところ。

※運転免許証を自主返納した方や運転免許証の更新を受けずに失効した方が受けることのできる証明書

これに伴い、当該シールをマイナンバーカードケースに貼付しマイナンバーカードと一体的に提示することにより、運転経歴証明書を携帯する必要なく、当該証明書の交付を受けていることの証明が可能となった。

なお、当該シールについては、添付のとおり、各都道府県及び各指定都市を通じ、運転経歴証明書保有者への割引等のサービスを提供している事業者に対する周知が行われているところであるが、今般、交通事業者に対する周知徹底の観点から、国土交通省に対し関係交通事業者への周知依頼があったものである。

【添付資料】

- ・ 運転経歴証明書が交付済であることを表示するシールの周知について
(警察庁丁運発第68号 令和2年4月15日)
- ・ 【別紙1】 運転経歴証明書が交付済であることを表示するシールの活用促進について(依頼)
(閣副第233号・総行住第35号・警察庁丁運発第46号 令和2年3月19日)
- ・ 【別添1】 デジタル・ガバメント実行計画(関係箇所抜粋)
- ・ 【別添2】 運転経歴証明書交付済シール
- ・ 【別添3】 「運転経歴証明書交付済シール」広報資料(事業者向け)

警察庁丁運発第68号
令和2年4月15日

国土交通省総合政策局安心生活政策課長 殿

警察庁交通局運転免許課長
(公 印 省 略)

運転経歴証明書が交付済であることを表示するシールの周知について

平素より、警察行政にご協力いただきありがとうございます。

さて、令和元年12月20日に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」において、マイナンバーカードと運転経歴証明書との一体化等の観点から、令和2年度以降、警察において、運転経歴証明書が交付済であることを表示するシールを交付することとされました。

このシールは、マイナンバーカードケースに貼付し、マイナンバーカードと一体的に提示することにより、運転経歴証明書本体を携帯していなくても、当該証明書が交付済であることを証明することができるものです。

このシールについては、別添のとおり、各都道府県及び各指定都市を經由し、運転経歴証明書の保有者に対する割引等のサービスをご提供頂いている事業者に対して周知を行っているところですが、その徹底の観点から、貴省におかれましても、所管部局を通じて交通事業者に周知していただきますようお願いいたします。

別紙

閣 副 第 2 3 3 号
総 行 住 第 3 5 号
警察庁丁運発第46号
令和 2 年 3 月 19 日

各都道府県税・番号制度担当部長 殿
各指定都市税・番号制度担当局長 殿
各都道府県交通担当部長 殿
各指定都市交通担当局長 殿

内閣官房番号制度推進室参事官
(公 印 省 略)
総務省自治行政局住民制度課長
(公 印 省 略)
警察庁交通局運転免許課長
(公 印 省 略)

運転経歴証明書が交付済であることを表示するシールの活用促進について（依頼）

平素より、マイナンバーカードの普及及び利活用の促進にご協力いただきありがとうございます。

さて、令和元年12月20日に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」（別添1）において、マイナンバーカードと運転経歴証明書との一体化等の観点から、令和2年度以降、警察において、運転経歴証明書が交付済であることを表示するシール（以下単に「シール」という。別添2）を交付することとされました。

このシールは、マイナンバーカードケースに貼付し、マイナンバーカードと一体的に提示することにより、運転経歴証明書本体を携帯していなくても、当該証明書が交付済であることを証明することができるものであり、このシールがマイナンバーカードとともに活用されることが期待されます。

については、これまで交通等様々な業種における多くの事業者には、運転経歴証明書の保有者に対する割引等のサービスをご提供いただいておりますが、マイナンバーカードと一体化したシールの活用促進のため、こうした事業者に対し、マイナンバーカードとそのケースに貼付されたシールが提示された場合には、運転経歴証明書本体の提示と同様に、割引等のサービスを御提供いただくよう、貴都道府県及び管内市区町村の担当部局を通じて、チラシ（別添3）に当該部局の連絡先を追記し活用するなどの方法により周知の上、要請していただきますようお願いいたします。